

令和5年
第4回定例会

市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

令和5年第4回定例会の開会にあたり、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(防災対策)

先ず、防災対策についてであります。

南海トラフ巨大地震が懸念されている中、近年では全国各地で風水害や土砂災害が頻発化・激甚化し、甚大な被害が発生しております。

いつ発生するか予測できない自然災害から身を守るために、あらゆる時期の災害への備えが必要であります。

本市全域での被災者ゼロを目指す、市民総ぐるみの「尾鷲市防災訓練」につきましても、自助・共助の力の向上を目指していることから、「全市民参加」を目標に掲げ、先月15日に実施しましたところ、34団体、約2,000人の皆さまにご参加いただきました。

毎年実施しております尾鷲市防災訓練については、今後も時代のニーズに応じた訓練を実施していくことで、さらに醸成していきたいと考えておりますので、今後も訓練への積極的な参加をお願いいたします。

次に、津波避難タワーの整備計画についてであります。

先の定例会市政報告でも報告させていただいた通り、建設場所の課題により、計画の見直しとなっていた「尾鷲北エリア」につきましても、平成27年度に現東京大学の片田敏孝教授の監修のもと実施した、避難タワーの整備候補地を抽出する避難シミュレーションの結果を踏まえ、整備効果が大きく最適な場所として「旧中京銀行尾鷲支店」の用地を選定し、同用地への設置に向けた検討を進めて

おり、「尾鷲南エリア」につきましては、当初の計画どおり「旧矢浜保育園」への設置を計画しております。

先日、周辺地域住民の方への説明会を開催いたしました。

説明会では、様々な意見をいただき、建設に向けて構造等の設計において課題の整理など慎重に進めてまいりたいと考えております。

この避難タワーを整備することにより、逃げ遅れた方が一時避難することが可能となることから、大変減災効果の高い事業であると確信しておりますので、改めて市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

（農業・関連産業の振興）

次に、農業振興についてであります。

本市では昨年度から、第一次産業の分野において、環境負荷を軽減しながら、持続可能な食料システムを構築していく国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、「尾鷲市有機農業産地づくり事業」に取り組んでおります。

本年度は、これまで、専門家に有機農法の技術を指導して頂き、先月には、最初の試みとして、有機農業に取り組んでいる農業者の地元農産物を学校給食に提供いたしました。

今回は、特産である甘夏の果汁を使用した甘夏ゼリーとブルーベリーでしたが、今後、冬野菜につきましても予定しており、食育を通して、本市における有機農業産地づくりへの地元からの理解を増幅させていくとともに、地元で育てられた有機農産物の消費拡大を進めてまいります。

また、これまで、5月に開催されました「尾鷲旬のコツまみバル」や、先月、開催されました「関西三重県人会」などで、有機栽培の甘夏ジュースをベースとしたカクテルなどのPR試飲も行い大変好評を得たと実感しました。

市内外に本市の有機農産地づくりの取り組みをなお一層、浸透してまいりたいと考えております。

この流れに乗り、今後更に、有機農業の生産から消費まで、市町村が地域ぐるみでその取り組みを進めていることが認定される「オーガニックビレッジ」宣言を、来年1月20日に開催の「ファーマーズマルシェ in OWASE」において行うことを予定しております。

この宣言は、県内の自治体で初めてであり、全国に本市が有機農業産地であることのメッセージを力強く発信してまいります。

この「オーガニックビレッジ宣言」を、本市のゼロカーボンシティ宣言と組み合わせて活用し、さらには、生物多様性の回復などの取り組みにも連動させていくことで、本市の農産物が一層の付加価値をつけ、生産だけでなく、市内外への流通までのいわゆる6次産業化を目指し模索していきたいと考えております。

（尾鷲市ゼロカーボンシティの実現）

次に、本市では、昨年3月1日に「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指し、森林での二酸化炭素吸収、再生エネルギーの導入による「脱炭素」と、環境の取り組みや自然体験などを生かした「教育」を柱に取り組んでおります。

その取り組みのうち、二酸化炭素等の排出削減量や吸収量をカーボンクレジットとして国が認証する「J-クレジット」の取得に向けて、まずは九鬼町の市有林「みんなの森」などで申請手続きを行っているところであります。

来年秋ごろには、その第一弾となるクレジットが認証される予定で、以降、市有林での申請面積を順次拡大しながら取得量を増やし、令和8年度までに最大1万トン程度の二酸化炭素等の吸収量のクレジット化を進めていこうと考えております。

取得したJ-クレジットは、本市の基幹産業である林業に新たな環境価値を付加し、カーボンニュートラルが義務となる企業等に販売していくことで、環境課題の解決につながる森林整備を進める財源とし、活用してまいりたいと考えております。

また、この取り組みを通じて、今月14日に設立されました「一般社団法人Local（ローカル）Coop（コープ）尾鷲」を中核組織とし、本市の第一次産業の生産量の増大、生産性の向上、交流人口、関係人口の創出につながる仕組みづくりを鋭意検討しながら、ゼロカーボンシティの実現を軸とした本市の地方創生につなげてまいりたいと考えております。

なお、このたび、協定を結んでいる企業の一つである三ッ輪ホールディングス株式会社から、この「Local Coop尾鷲」を通じた「みんなの森プロジェクト事業」に対し、企業版ふるさと納税でのご寄附を賜り、本定例会にて補正予算計上をさせていただきましたことを報告申し上げ、この場をお借りしまして三ッ輪ホールディングス株式会社に御礼申し上げます。

（第31回バイブズミーティング）

次に、第31回バイブズミーティングについてであります。

今月3日から5日までの日程で、中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を特設会場として「第31回バイブズミーティング三重」が開催されました。

開催期間中は、晴天にも恵まれ、全国各地からハーレーに乗るバイカーが本市に集い、互いの親睦を深め、更には、飲食・物販ブースでは、バイカーだけではなく、市民の皆さまをはじめ、県内外からの多くの来場者で大いに賑わいました。

その結果、約25,000人の来場者数となり、本イベント開催に伴う、直接的及び間接的経済波及効果は、大変大きな額になるものと推計されます。

これもひとえに、市民の皆さまをはじめ、関係者の皆さまのご理解とご協力があったからこそだと、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

今回のイベントを通じて、本市はもとより、東紀州地域を知っていただく良い機会になったと思っております。

この経験を活かし、集客交流人口の拡大による地域経済の活性化に結び付けていけるよう、積極的に取り組んでまいります。

また、今回のイベントにおいて、インディアンモーターサイクルライダーズ・ジャパン設立2周年を記念し出展されました、「ポラリスジャパン株式会社」より、当イベントを通じ、児童虐待防止への募金活動により集まった募金を、全額本市にご寄附いただきました。

なお、本寄附金につきましては、本定例会に補正予算計上し、当募金の趣旨にのっとり、本市での児童虐待防止の取り組みや、子どもの発達支援に活用させていただく予定であります。

(商工振興)

次に商工振興についてであります。

コロナ禍により「エネルギー・食料品価格等の物価高騰」の影響を受けた事業者を支援するとともに、市内の消費拡大を促し、市内経済の活性化を図ることを目的として7月から販売しておりました、「尾鷲市プレミアム付商品券」につきましては、9月29日に販売を終了し、総販売額2億2,550万円を売り上げ、総額2億9,315万円の経済効果が見込まれます。

ご購入いただきました市民の皆さまにおかれましては、ご利用期間が12月31日までとなっておりますので、忘れずにご利用頂きたいと、お願い申し上げます。

また同時に開催しております、「おわせよいとこスタンプ」につきましても、12月31日までスタンプ2倍キャンペーンを実施していただいておりますので、この機会に是非ご活用ください。

(集客交流)

次に、集客交流についてであります。

「第36回全国尾鷲節コンクール」、「第18回おわせ海・山ツアーウォーク」など、今月には大きなイベントを開催し、市内外から多くの方々にご参加いただき、成功裡に収めることができました。

これらイベントは、参加者の皆さまだけではなく、実行委員会を始め、関係機関やボランティアスタッフの皆さまには、大変ご尽力いただきましたこと、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

また、来月初めより来年2月末までの期間において、第37回目を迎えます「尾鷲磯釣大会」を開催いたします。本大会は、尾鷲市観光釣協会の主催により、尾鷲の各磯における釣果を競って頂くもので、尾鷲ならではの釣りを存分に満喫して頂きたく、多くの釣りファンの皆様のご参加をお待ちしております。

そして、12月16日土曜日には、尾鷲魚市場において、尾鷲港産地協議会の主催による「第10回おわせ魚まつり」を開催する予定です。

コロナ禍による影響で4年ぶりとなり、当日は尾鷲イタダキ市も開催いたしますので、たくさんの方にご来場いただき、今一度、尾鷲の魚を食べてもらう機会となればと考えております。

（ふるさと納税事業）

次に、ふるさと納税事業についてであります。

ふるさと納税制度については、令和5年10月1日以降、国の制度改正に伴い、ふるさと納税に係る経費のルールが厳格化され、必ず5割以下に収めること、そして、肉や米等、一部返礼品の取り扱いが終了することとなり、返礼品の寄附額を値上げする動きが、各自治体で起きております。

本市におきましては、制度改正による寄附設定額の変更は行わず、これまで通りご利用していただく事となっております。

これらのことから、本年9月には制度改正前に駆け込み寄附が見られ、9月末までの寄附申請は、前年比200%を超え、寄附件数18,199件、寄附金額2億5,530万3千円の申し込みがありました。

また、本市を末永く応援して頂き、ふるさと納税から繋がる関係人口づくりのイベントとして、「尾鷲市感謝企画おわせのひるごはんできたで一」を先月28日・29日に東京日本橋三重テラスで実施

し、首都圏の寄附者の皆さまに返礼品で作った尾鷲らしい昼食を提供することで、参加された皆さまから、大変ご好評を頂いたところでもあります。

今後もこのような取り組みを通じて、更なる関係人口の創出に繋げ、共感していただけるよう力強く推進してまいります。

(生涯スポーツの推進)

次に、多目的スポーツフィールド整備事業についてであります。

本事業で整備を進めております「国市浜公園」につきましては、先月、測量・基本設計・実施設計業務が完了し、先日開催の行政常任委員会で公園全体の内容や野球場の設計詳細等について報告させていただきました。

現在、完成した設計をもとに、最終的な整備内容の精査・積算を進めております。

また、本年第3回定例会でお認めいただきました、「国市浜公園野球場造成工事」につきましては、今月7日に契約を締結し、造成工事に着手いたしました。

本年度中に野球場部分の造成工事を完了し、令和6年度より、野球場建設から順次工事を実施していく予定であり、令和7年度中に野球場の完成を目指したいと考えております。

次に、国市浜公園整備に係る避難路の整備についてであります。国市浜公園への来場者への避難のあり方としては、基本的には一刻も早く敷地外へ避難することを前提とした「避難路」整備の検討を進めており、先日開催の行政常任委員会で「歩道橋」を架設する案を候補として、検討を進めることを報告させていただきました。

これら2つの事業につきまして、今後も段階的に経過等をお示しさせていただきながら、円滑な「国市浜公園」の整備に向け、国・県・関係団体等との連携調整を図りながら、取り組みを進めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

本整備により、市民の皆さまへの安全・安心で快適なスポーツやレクリエーション環境の提供とともに、スポーツ振興と健康増進を推進してまいります。

(中央公民館、体育文化会館の耐震・長寿命化の対策)

次に、中央公民館及び体育文化会館の耐震・長寿命化の対策についてであります。

これまで、耐震補強工事と長寿命化改修を検討しておりました中央公民館と、耐震診断の結果、本年2月8日から使用が中止となり、市民の皆さまに、大変ご不便をお掛けいたしております体育文化会館の整備方針につきましては、先日開催の行政常任委員会において、庁舎別館も同様の課題を抱えており、また、公共施設を集約・複合化することにより有利な財源の活用が見込まれることから、3施設の機能の集約・複合化を含めて総合的に検討していることを報告させていただきました。

今後につきましては、令和6年度に設計業務の実施、令和7年度からの中央公民館及び体育文化会館の耐震・長寿命化の改修工事を行い、併せて両施設へ庁舎別館機能の集約・複合化を行い、令和8年度中の完成を目指したく、本定例会において設計業務の発注に向けた支援業務委託の補正予算を計上させていただきました。

市民の皆さまへの多種多様な学習機会の提供及び教養と健康づくりを推進するため、安全で、かつ安心して生涯学習活動を行う拠点施設を整備してまいりますので、工事完成までの間、ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

(水道事業)

次に、水道事業についてであります。

去る今月2日に「尾鷲市水道料金等審議会」から水道料金の改定について答申をいただきました。

答申の内容につきましては、水道事業の現状は、過疎・高齢化による使用水量の減少が続くなか、経常経費の低減等に努めているも

のの、近年の状況は大口需要企業の撤退や、社会情勢の不安定な折
り、燃料価格の高騰に伴う動力費、材料費等の値上げなどは、これ
らの経営努力をはるかに上回るものであること。

加えて県内各市、近隣市町の状況を踏まえた結果、令和6年4月
検針の3月使用分からの水道料金について、平均34.60%の引
き上げは、やむを得ないとする内容の勧告でありました。

短い期間に集中的に議論していただきました審議会の服部会長
をはじめ、委員の皆さまに深く感謝を申し上げます。

本市といたしましては、答申内容を慎重に検討した結果、
その答申を尊重し、本定例会に尾鷲市水道事業給水条例の一部を
改正する条例案を提出させていただきました。

今後も、安全で良質な水の安定供給に努めるとともに、
水道事業経営を中長期的に分析した経営戦略に基づき、安定経営に
取り組んでまいります。

(提案説明)

それでは、今回提案しております議案第52号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から議案第63号「和解及び損害賠償の額の決定について」までの12議案について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第52号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、初任給及び若年層の給料表の水準の引き上げ、賞与の支給月数を0.1月分引き上げるなど国の人事院勧告がなされたことから、これらを準拠して所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、23ページの議案第53号「尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について」につきましては、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、市の窓口において戸籍謄本等の交付が本籍地以外で交付可能となる交付事務などが新たに追加されることから、これらに伴う手数料に係る条例の一部を改正するものであります。

次に、26ページの議案第54号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、「子ども・子育て支援法」の規定に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、28ページの議案第55号「尾鷲市墓地公園使用条例の一部改正について」につきましては、小原野墓園の使用を令和6年4月から開始することに伴い、同施設の所在地及び使用料の規定、並びに、減免の規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、30ページの議案第56号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」につきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、「接触禁止

令」等の用語が定義されたことから、同法の規定を引用している市営住宅入居者の資格条件に係る条例の一部を改正するものであります。

次に、32ページの議案第57号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」につきましては、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴う条文の整備と、水道料金等審議会の答申を受け、必要な財源を確保し、経営基盤の強化を図ることを目的に、水道料金の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、34ページの議案第58号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」から、38ページの議案第62号「令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの5議案について、一括して説明いたします。

お手元に配布の「一般会計補正予算（第6号）主要事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で3億1,704万8千円を追加、国民健康保険事業会計で6,208万5千円、後期高齢者医療事業会計で64万5千円をそれぞれ追加、また、病院事業会計では、歳入で1億1,229万8千円、歳出で3,595万4千円をそれぞれ減額、水道事業会計では、歳入で31万7千円を減額、歳出で182万3千円を追加し、これにより各会計を含めた予算総額を202億2,375万円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。2ページをご覧ください。歳入の主なものについて説明いたします。

14款、国庫支出金1,707万5千円の増額は、利用者の増加等による障害者自立支援給付費等国庫負担金739万6千円の増額、住基及び戸籍システムの改修に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金869万1千円の追加が主なものであります。

15款、県支出金489万1千円の増額は、利用者の増加等による三重県障害者自立支援給付費等負担金244万2千円、及び子ど

も医療費補助金155万5千円のそれぞれ増額が主なものであります。

17款、寄附金1億9,822万5千円の増額は、ふるさと応援寄附金の増加見込に伴う1億5千万円の増額、また、保健費寄附金として、1法人から82万2千円、林業振興事業寄附金として、一般財団法人尾鷲みどりの協会から2,230万円、みんなの森プロジェクト事業に対する地方創生応援寄附金として1法人から2,500万円、児童福祉寄附金として、1法人から10万3千円のご寄附をいただいたものであります。

18款、繰入金6,770万円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金繰入金7,409万5千円の増額、対象事業費の減少に伴う森林環境譲与税基金繰入金639万5千円の減額であります。

20款、諸収入2,915万7千円の増額は、紀北広域連合負担金前年度精算金の追加であります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

まず、各款共通の人件費では、一般職の報酬で、会計年度任用職員報酬84万9千円の減額、給料では、給与改定に伴う増減分として688万7千円の増額、昇給に伴う増加分として187万5千円の増額、その他増減分として人事異動等に伴う1,465万7千円の減額、職員手当では、制度改正に伴う増減分として786万6千円の増額、その他増減分として人事異動等に伴う7,030万5千円の増額、共済費では、人事異動等に伴う114万1千円の減額であります。

総務費では、一般管理費の人事管理経費で、派遣職員の公舎借上料が不要になったこと等により128万4千円の減額、ふるさと納税事業7,925万7千円の増額は、ふるさと応援寄附金の増加見込みに伴うふるさと納税指定納付事務等手数料1,688万8千円、及びふるさと納税関連業務委託料6,000万円の増額が主なもの

であります。財産管理費では、尾鷲みどりの基金積立金 2, 230 万円、ふるさと応援基金積立金 9, 000 万円、企業版ふるさと納税地方創生基金積立金 1, 336 万 2 千円のそれぞれ増額、交通安全対策費は、カーブミラー修繕料 106 万 5 千円の増額、生活相談費は、特定空家解体工事請負費 130 万 2 千円の減額、戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に伴うシステム改修委託料 975 万 2 千円の追加であります。

5 ページをご覧ください。

民生費では、社会福祉総務費で、人事異動等に伴う職員給与費等繰出金の増加による国民健康保険事業特別会計繰出金 242 万 9 千円の増額であります。自立支援給付事業の介護給付・訓練給付費では、利用者の増加等により、生活介護事業費 760 万円、就労継続支援 A 型事業費 231 万 2 千円、共同生活援助事業費 396 万 4 千円、放課後等デイサービス給付費 247 万 1 千円のそれぞれ増額、自立支援医療費は対象者の減少により 502 万 4 千円の減額であります。子ども医療費は、助成件数の増加により、子ども医療費助成金 545 万 3 千円の増額、後期高齢者医療費は、人事異動等に伴う人件費の減額により、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が 150 万 4 千円の減額、児童措置費では、保育所等事業で、使用済みおむつの保管用ゴミ箱等購入費補助金 36 万 3 千円の追加、児童相談事業で、寄附金を活用した児童虐待防止に係る消耗品費 10 万 4 千円の増額であります。

衛生費では、予防費で、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金 80 万 2 千円の追加、保健事業普及費では、寄附金を活用した体成分分析装置購入費 80 万円の増額が主なものであります。

農林水産業費では、農林振興費の環境保全型農業直接支払事業で、有機農業者を支援するための環境保全型農業直接支払補助金 60 万円の追加であります。

林業振興費では、三木里地区の間伐業務に係る設計変更等による森林経営管理事業業務委託料 639 万 5 千円の減額、管理費のみん

なの森プロジェクト事業では、地方創生応援寄附金を活用した生物多様性調査業務委託料 3 3 0 万円、Local Coop 負担金 8 0 2 万 5 千円のそれぞれ追加が主なものであります。

6 ページをご覧ください。

商工費では、観光費で、夢古道の湯修繕料 1 7 4 万 6 千円の増額、消防費では、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金 3 2 7 万 1 千円の増額であります。

教育費では、小学校の学校管理費で、宮之上小学校浄化槽等修繕料 2 6 4 万 5 千円の増額、文化会館費で、市民文化会館カーテンウォール窓修繕料 1 1 9 万 9 千円の増額であります。

7 ページをご覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為補正につきましては、「庁内ネットワークシステム構築機器借上料」以下、計 6 5 件の追加であります。いずれも来年度以降における事業の円滑な執行を図るため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。このうち、新規事業の主なものとして、1 行目 2 行目の「庁内ネットワークシステム構築機器借上料」及び「同保守業務委託」につきましては、機器の老朽化等に伴い庁内ネットワークシステムを更新するものであります。次に、5 行目にあります「尾鷲市本庁舎等通信機器更新借上料」につきましても、機器の老朽化等に伴い、電話機等を更新するものであります。

8 ページをご覧ください。

このうち、下から 4 行目にあります「体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計プロポーザル設計者選定支援業務委託」につきましては、両施設の耐震化・長寿命化整備を進めていくためのプロポーザル設計者選定支援業務でございます。

1 0 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、6, 2 0 8 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 1 億 6, 7 1 8 万 4 千円とするものであります。

歳入の県支出金 5, 842 万 3 千円の増額は、保険給付費の増加見込みによる普通交付金の増額、繰入金 256 万 2 千円の増額は、職員給与費等繰入金 242 万 9 千円、及び財政調整基金繰入金 13 万 3 千円のそれぞれ増額、諸収入 110 万円の増額は、三重県後期高齢者医療広域連合から交付される、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業推進交付金の増額であります。

歳出の総務費 242 万 9 千円の増額は、人事異動等に伴う人件費の増額、保険給付費 5, 842 万 3 千円の増額は、療養給付費等の増額、保健事業費 151 万 7 千円の減額は、特別調整交付金申請支援業務委託料の皆減等によるものであります。基金積立金 274 万 3 千円の増額は、国保財政調整基金積立金の増額、諸支出金 7 千円の増額は、特別交付金前年度精算金の増額であります。

11 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、64 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 8, 735 万円とするものであります。

歳入の繰入金 150 万 4 千円の減額は、人事異動等による人件費の減額により一般会計からの繰入金を減額するものであります。諸収入 214 万 9 千円の増額は、三重県後期高齢者医療広域連合から交付される、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業推進交付金の増額であります。

歳出は、総務費 64 万 5 千円の増額で、人事異動等による人件費の増額が主なものであります。

12 ページをご覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち収入は、業務予定量に記載のとおり入院患者数が年間延べ 8, 332 人の減少により、入院収益 1 億 4, 832 万 4 千円の減額、外来患者数が年間延べ 1, 825 人の減少により、外来収益 6, 416 万 6 千円の減額となり、医業収益で 2 億 1, 249 万円を減額するものであります。

医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策補助金 1 億 1 9 万 2 千円を増額するものであります。

支出のうち、医業費用 3, 514 万 8 千円の減額は、応援医師の減等による給与費 1, 865 万 2 千円の減額、患者数の減等による材料費 654 万 9 千円の減額、燃料費、委託料、負担金の支払い実績減等による経費 994 万 7 千円を減額するものであります。

医業外費用は、控除対象外消費税の減額等による 80 万 6 千円の減額であります。

13 ページをご覧ください。

債務負担行為補正についてご説明いたします。

18 件の追加であります。

これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

14 ページをご覧ください。

水道事業会計であります。

収益的収入及び支出の収入では、営業外収益が令和 4 年度決算値の反映による長期前受金戻入の減額により、31 万 7 千円減額するものであります。

支出では、営業費用が人件費の人事院勧告準拠による増額等により、182 万 3 千円増額するものであります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

2 件の設定であります。これにつきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第 58 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について」から議案第 62 号「令和 5 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの 5 議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書の 39 ページをご覧ください。

議案第 63 号「和解及び損害賠償の額の決定について」につきましては、本年 3 月 13 日、環境課職員が事故を起こし、相手方に負傷を負わせ、また、相手方車両に損害を与えたもののうち、物件損

害に係る和解及び損害賠償の額を定めるもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第52号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から議案第63号「和解及び損害賠償の額の決定について」までの12議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)